

2013年12月16日

新潟地方裁判所第2民事部御中

福島県南相馬市原町区大字木戸南東方 93-47

原告 竹中 柳一

意見陳述書

私は福島県南相馬市に住んでいる元中学校教員です。2011年5月12日から現在まで身につけている測定器による推定外部被ばく量は3315マイクロシーベルトで、短時間に大量に被爆があったはずの時期をのぞいても、なお年間平均1ミリシーベルトを超えています。

私が住んでいるところは福島第一原発から約23キロの地点です。大震災の4日後から私たち家族4人は換気扇も使わず、外出もできない屋内退避状態となりました。ガソリンなどの石油類や食料、医薬品などの生活必需品は南相馬市に入らなくなり、水道さえ消毒用の薬剤が底をついたら断水になるという市職員の回答でした。その水さえも放射性物質による汚染があり、備蓄していたミネラルウォーターしか飲めなくなりました。このような状態に置かれても浪江町の人たちの状態に比べれば、全くの幸運だったこともあとでわかりました。3月12日に避難指示がでた浪江町の人たちは当初、山間部の津島地区に避難しましたが、そこが最も放射性物質が大量に飛散した地域だったのです。いうまでもなくSPEED Iの予測情報が知らされなかったことが原因です。

いろいろな経過については時間がないので省き、現在の20キロ圏内の現実について写真等でみていただきます。(1)これが南相馬小高区の区域再編の経過です。(2)ここから20キロ圏内です。(3)避難指示解除準備区域とされてから1年8か月たっています。(4)いまだに人は住むことはできません。(5)そしてこの写真のように津波によって流された車などが(6)放置されたままです。(7)これが浪江町の経過です。(8)小高区に比べて放射線量が高いので立ち入りできる区域はより少なくなっています。(9)またこのように地震で倒壊したり(10)道路に転がった家そのままの状態になっています。(11)JR浪江駅前です。(12)放射線管理区域が点々としています。(13)最後に浪江小学校の様子です。(14)この学校には震災前には550人の子供たちが在籍していました。県内の廃校となった校舎で再開していますが、10月で15名の子供しかいません。

資料としてお手許に双葉郡の小・中学校の現実の状態を配布させていただきました。事故前と事故後の子どもの数を見れば、原発事故が子供を共通の財産として成立していた地域社会を根本から壊してしまったことを指摘することができます。

法律の規定により1平方メートルでガンマ線を出す放射性物質が40000ベクレル以上の場所は放射線管理区域であり、出入りが制限されます。当然、そのような場所に住んではならないし、ましてや子供が育てられるような場所ではありません。現在でもそのような場所はいたる所にあり、150万人以上の県民が生活しているといわれています。なぜこんなことが法治国家で可能なのでしょうか。その答えは環境省のホームページにあります。

「福島第一原子力発電所の事故による被ばく状況は、計画的な被ばく状況ではなく事故という突発的に生じた状況ですので、計画的被ばく状況に適用される「管理区域」の考えは適用されません。」というのです。つまり事故だから我慢しろと言っているのです。子供と一緒に生活、安心して子供を産んで育てることができる環境、先祖伝来の田んぼや畑など、過去からの財産と地域の未来を根底から奪うものが原発事故です。このような現実を直視すれば、いまだに経済的損得を物差しにして、原発の再稼働を目指す東京電力と政府の姿勢は、お金では決して取り返しがつかないものを強制的に奪われた何十万にも上る事故被害者への冒涇にほかなりません。福島の実態を直視し、核に頼らない未来を現実とするため、再稼働は決して許してはならないということを強く訴えて意見陳述といたします。

以上